

病院・社会福祉施設の皆さん！！

# 腰痛対策・KY活動を実施しましょう！

## 第3次産業の労働災害が増加しています！

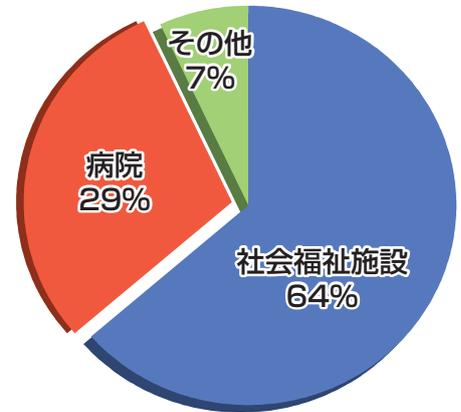
(\*交通運輸業、陸上貨物運送事業及び港湾貨物運送業を除く)

近年、サービス経済化の進展等により短時間労働者、アルバイト等の非正規労働者が増加する等、労働者数の増加を背景に、第3次産業における労働災害が全産業で減少している一方で増加傾向にあります。

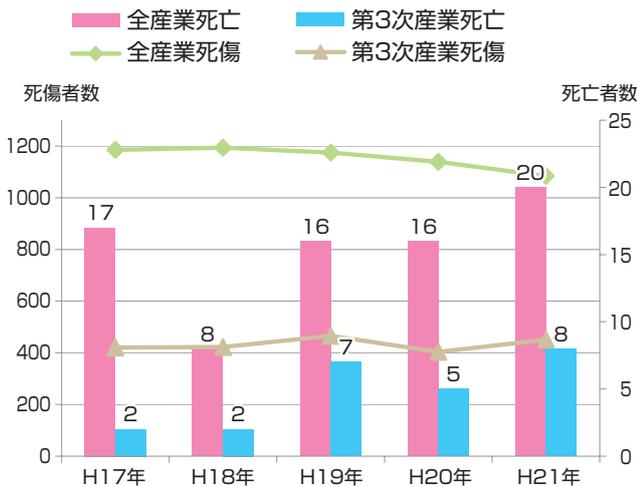
平成21年の県内の死傷災害の4割を第3次産業が占める状況となっており、死亡者数も8名と全体の4割になりました。

第3次産業において災害が多い業種の1つが**病院・社会福祉施設**を中心とする「保健衛生業」となっています。

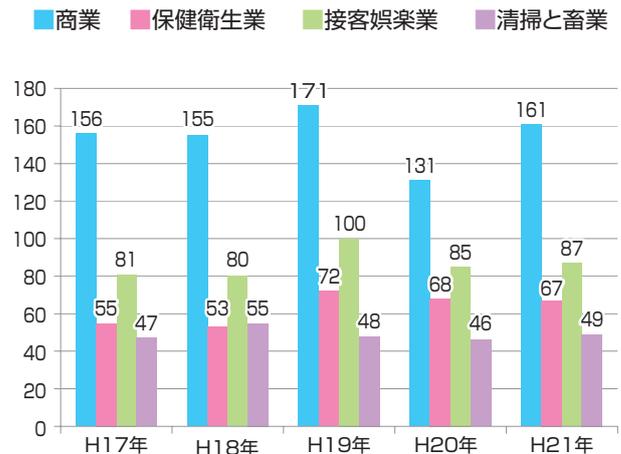
保健衛生業の労働災害内訳  
(県内、過去5年間)



## 労働災害の推移(県内、平成17年～21年)



## 第3次産業の主な業種における労働災害の推移(県内、平成17年～21年)



## 病院・社会福祉施設での災害で最も多いのが「無理な動作」

### 労働災害の分析結果

病院・社会福祉施設で発生した労働災害のうち、最も多い事故の型は「**動作の反動・無理な動作**」災害で、腰痛が主なものですが、捻挫・骨折等に至るものまであります。

腰痛は、運動時あるいは安静時に腰部に痛みを感じる疾患の総称であり、一部には下肢の痛みやしびれを伴う場合もあります。

県内において発生した「動作の反動・無理な動作」災害を年齢別にみると30歳代が最も多く発生(28%)しているものの、特に突出している訳ではありません。しかし、若年齢で腰痛などを発症した場合、再び発生する傾向が見られます。

経験年数別にみると「3年未満1年以上」が最も多く「10年以上」、「1年未満」と続き、**経験年数が比較的短い者**で発生していることが認められます。

## 腰痛予防対策を進めましょう

### 対策の基本的な考え方

「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成6年9月6日付基発第547号「腰痛予防対策指針」)では、対策のポイントを以下のとおりとしています。

#### ①作業姿勢と動作

作業姿勢については、腰部に負担をかけないよう、膝を使って患者・利用者を抱きかかえたり、患者・利用者の状態によっては、複数人で対応することが必要です。

#### ②作業標準の作成

作業標準は、利用者の身体状態別、作業の種類別に作成し、中には職員の役割分担、時間管理などを明確にした作業手順や決まり事を記載してください。

#### ③患者・利用者の適正配置

職員の負担を考慮した、計画的な患者・利用者の配置を行ってください。

#### ④施設および設備の改善

患者・利用者の状態に応じた介護・介助設備の導入を計画的に進めてください。



## KY活動を実施しましょう

### KY活動とは

労働災害が発生するのは、多くの場合「危険な状態」が業務のなかにあるからです。このため業務を始める前に、当日行う業務には「どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない(危険)」と業務を行う全員が合意して、その危険に対しどのような対策を取るべきかをあらかじめ話し合い、全員でこの対策を業務の中で実践していく。このようなプロセスをKY(危険・予知)活動といいます。

### KY活動を定着させましょう

KY活動は繰り返し行うことで、「**危険に対する感受性を鋭く**」し「**問題解決能力を向上させる**」等、労働者の資質を向上させることができます。作業開始前のミーティングなどに組み込んで定着させるようにしましょう。

## 以下の安全衛生管理も充実させましょう

### 安全衛生管理体制を整備しましょう。

常時50人以上の労働者(アルバイト等を含む)を使用する事業場においては、衛生管理者・産業医を選任してください。常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者を選任してください。

### 健康管理を適切に行いましょう。

非正規労働者を含めて「健康診断」を実施します。(実施対象者となる非正規労働者の詳細は労働局・労働基準監督署にお聞きください) 有所見者については産業医等から聴取した意見に基づき、就業上の措置をとる、保健指導、精密検査を受けるよう勧奨する等の事後措置を必ず実施してください。

### メンタルヘルス対策を行いましょう。

患者・利用者との対人関係によるストレスが多くなっています。管理監督者や同僚と積極的にコミュニケーションをとれる機会を作り、早期に心の問題を抱えている労働者を把握できるような体制をとりましょう。

### 衛生委員会(安全衛生委員会)を毎月1回以上開催し労使による審議を行うこと等により、職場の安全衛生に対する意識を高めましょう。

すでに衛生委員会等が設置されている場合は、マンネリ化しないような努力(例えば安全衛生の担当者を持ち回りにして、委員を交替させる等)を行いましょう。衛生委員会等には委員を必ず出席させ、積極的に審議を行いましょう。